


会 議 録

| | | |
|-------------------------------|--|----------|
| 会 議 の 名 称 | 第1回宍粟市手話施策推進会議 | |
| 開 催 日 時 | 平成28年6月21日（火）午後2時～4時 | |
| 開 催 場 所 | 宍粟防災センター5階ホール | |
| 議長（委員長・会長） 氏 名 | 委員長 岩本 吉正 | |
| 委 員 氏 名 | （出席者） 岩本吉正、鳥越隆士、池上睦、藤田敏、八木昌幸、尾形治美、内海英満、門前真弓、春名郷子、大久保陽一、山根敏子、坂本幸子、溝脇守、中尾富子 （関係機関） 教育委員会事務局 学校教育課 谷尻副課長 社会教育文化財課 原副課長 | （欠席者） |
| 事 務 氏 名 | 健康福祉部 大島部長、福山課長、鳥羽係長、平瀬主査、柳田主事、後藤設置手話通訳者、伊藤設置手話通訳者 | |
| 傍 聴 人 数 | 7名 | |
| 会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開 | （非公開の理由） |
| 決 定 事 項 | （議題及び決定事項） 1. 宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する施策の推進方針（案）について 本会議での意見を元に修正（案）を作成し、第2回会議に諮る | |
| 会 議 経 過 | 別紙のとおり | |
| 会 議 資 料 等 | 別紙のとおり | |
| 議 事 録 の 確 認 （記名押印） | （委員長等） 委員長 岩本 吉正  | |

(会議の経過)

| 発言者 | 議題・発言内容 |
|------|--|
| 福元市長 | <p>1. 開会</p> <p>2. 市長挨拶</p> <p>みなさん、こんにちは。(手話) 本日は忙しい中、出席いただきお礼申し上げます。条例の検討段階から参画いただいた委員におかれては、宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例(以下、「条例」という。)の理念や各条文について議論いただき、3月議会で条例を制定することができた。重ねて感謝申し上げます。</p> <p>実は6月6日、7日と全国手話言語市区長会が東京で開催され、第1回の設立総会に参加した。県内からは5名の首長が参加し、県内21市町が現在、全国手話言語市区長会への参加を検討している。</p> <p>このように同じ目的を持った首長と貴重な意見交換を行うことができたのは、検討委員として皆さんが一言一句条例(案)を議論いただいたおかげであると感じている。</p> <p>現在、宍粟市では人口の減少が大きな課題となっている。課題解決のためには、若い人が「宍粟市に住み続けたい。」と思えるようなまちづくりをしていく必要がある。そして、このためには、市民1人1人が互いを大切にし、みんなで支えあうことが重要であり、私はこの宍粟市手話施策推進会議(以下、「推進会議」という。)は課題解決に向けた突破口のひとつとして捉えている。施策の推進にあたっては、今後も皆様に無理をお願いするが宍粟市のまちづくりに尽力いただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>3. 委嘱状交付</p> <p>4. 自己紹介</p> <p>5. 会議スケジュール</p> <p>平成28年度の推進会議は資料 のとおり、計3回の会議を予定している。</p> <p>第1回、第2回の会議で宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例に規定する施策を推進するための方針(案)(以下、「推進方針(案)」という。)をまとめ、10月に予定している第3回の会議で、来年度の予算や取り組みなどについて意見をいただきたい。</p> |
| 事務局 | <p>6. 委員長、副委員長選出</p> <p>次に委員長、副委員長選出にうつる。どのように選出すればよいか。</p> |
| 尾形委員 | <p>事務局に一任する。</p> |

| | |
|----------------|---|
| 事務局 | <p>事務局一任という声が出たがよいか。</p> <p>それでは、委員長に兵庫県聴覚障害者協会理事の岩本吉正氏、副委員長に兵庫教育大学教授の鳥越隆士氏にお願いする。よろしいか。(拍手)</p> <p>拍手多数のため、委員長に岩本氏、副委員長に鳥越氏にお願いする。それでは委員長、副委員長より挨拶をいただきたい。</p> |
| 岩本委員長 | <p>今回、推進会議の委員長を任された公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会の岩本です。これから推進会議で手話の推進について、皆さんのご意見を取りまとめていきたい。</p> |
| 鳥越副委員長 | <p>副委員長に指名された鳥越です。宍粟市手話言語条例検討委員会(以下、「検討委員会」という。)から引き続き、この推進会議に参加している。</p> <p>検討委員会の時にも話したが、宍粟市らしい手話施策推進方針の検討について尽力したい。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、以降の進行については岩本委員長に一任する。</p> |
| 岩本委員長 | <p>次第7の報告事項について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>7.報告事項</p> <p>1) 宍粟市みんなの心つなぐ手話言語条例制定後の経過について(資料)</p> <p>資料に基づき説明</p> <p>2) 宍粟市における手話に関する状況について</p> <p>資料に基づき説明</p> |
| 岩本委員長 | <p>報告事項について質問はあるか。</p> |
| 鳥越副委員長 | <p>資料 に関して、教育委員会の方にお聞きしたい。</p> <p>1. 宍粟市の聴覚障害の状況の中で聴覚障がい児が6名いる。プライバシーの問題があるので、分かる範囲で在籍校を教えてください。</p> <p>それから、小中学校で手話学習の取り組みが非常に広がっていると思うが、市内小中学校における手話学習の取り組みについて教えてください。</p> |
| 事務局 (教育委員会) | <p>まず1点目の聴覚障がい児の在籍校ですが、現在資料を持ち合わせておらず把握していないため、次回に報告する。</p> <p>2点目の小中学校での手話学習の取り組みについては、小学校では昨年度、</p> |

| | |
|----------------|--|
| 事務局 (教育委員会) | 市内15校のうち(現在は統合して13校)12校で手話学習を実施した。 この他に福祉学習(障がい者・高齢者)を、全ての学校で実施している。 中学校では、7校のうち3校で手話学習を実施した。内容は、手話に関する調べ学習や、手話の体験、手話を使った発表活動などを行っている。 |
| 鳥越副委員長 | 手話学習には、ろうあ協会の方も参加されていると思うが、小中学校の取り組みに関して、ろうあ協会でサポートしていることがあれば、報告いただきたい。 |
| 八木委員 | 宍粟ろうあ協会の八木です。小中学校からの依頼をうけて講師として関わっている。 |
| 岩本委員長 | 他に質問はあるか。 |
| 溝脇委員 | 宍粟市の統合教育の状況、進め方について宍粟市では、どのような考えを持たれているのか聞きたい。 統合教育は障害のある人も障害のない方も一緒に学んでいこうという考え方に基づいて実施されているものであるが、小中学校でも聴覚障がい児と一緒に学んでいるのか、また、市の受け入れ体制はどうなっているのか。 |
| 岩本委員長 | 教育委員会、説明をお願いします。 |
| 事務局 (教育委員会) | 障害にも様々な障害があり、宍粟市内の学校に通学している児童もいれば、特別支援学校に通学している児童もいる。これについては、各校において受け入れ体制を調整している。 ただし、通学については保護者の考え方や、話し合いの中で児童に合った進路を考えていくことが大切であるため、学校側から市内の学校に通学しなさいという指導は行っていない。必要であれば、市内に通学している障がい児の数について確認して報告する。 |
| 岩本委員長 | 他に質問はあるか。 |
| 坂本委員 | 市職員に対する手話講座を実施する予定とあるが、市内の企業や市民に対して手話講座を開かれる予定はないのか。 |
| 事務局 | 今年4月から障害者差別解消法が施行され、この中で地方公共団体は不当な |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>差別の禁止、合理的配慮の提供が義務となっている。</p> <p>こういった背景の中で、まず職員から実践するという事で手話講座を実施している。</p> <p>市民に対しては、例えばふれあいミーティングや自治会の要請に応じて出前講座を行うなどの取り組みを予定している。また、市で手話奉仕員養成講座を実施しており、手話をしたことが無い方でも参加できる講座を実施している。</p> |
| 池上委員 | <p>市の報告を受け、とても良い内容で色々と進んでいると感じた。これから私たちが何を話せばいいのかと感ずるくらいであるが、講座や研修の講師は全て設置手話通訳者（以下、「設置通訳者」という。）が担っているのか。どういった方が講師をされているのか。</p> <p>また、聞こえない方は講師の依頼があれば協力しているということだが、講師の立場がどういう人で、何人いるのか、また、講座を開く際にどの範囲までされるのか教えてほしい。</p> |
| 岩本委員長 | 事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>まず講師については、手話奉仕員養成講座は、講師講座を受講した方に講師を依頼している。これについては、今後は設置通訳者が講座の講師を担っていく必要があると考えている。</p> <p>レベルアップ講座は、外部の講師に依頼している。</p> |
| 池上委員 | <p>事務局より「講師は、講師講座を受講した方」と説明があったが、この講師講座は、条例に係る講師をするための講座という意味か、それとも手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座の講師ことか。</p> <p>その講師講座が条例推進に係る講座でないのであれば、内容をもう少し検討したほうが良いと思い質問した。</p> |
| 岩本委員長 | 事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | 先ほどの講師とは、条例推進のための講座ではなく、奉仕員養成講座等に係る講師の資格を持っている方という意味でお答えした。 |
| 岩本委員長 | 小、中学校はろうあ協会で教えているということであったが、その辺りをもう少し説明願いたい。 |

| | |
|-------|--|
| 八木委員 | 今までは小中学校から依頼を受け、聞こえない方と健聴者のペアで教えに行っていた。手話奉仕員養成講座は、市から依頼を受け、健聴講師とろう講師で講義を行っている。 |
| 委員長 | 司会の立場を少し置いて、1つ提案したい。職員向けの手話講座だけではなく、新規採用職員の研修に手話講座を取り入れていただきたい。 |
| 事務局 | 新規採用職員向けの手話研修については関係部局と連携し、調整していきたい。 |
| 大久保委員 | 商工会の大久保です。管理職の要件の中に「手話が使えること」を入れることで、必然的に職員に浸透していくと思うため、検討いただきたい。 |
| 岩本委員長 | 事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | 職員研修については人事担当課と連携しながら実施方法について検討する。 |
| 岩本委員長 | 他に質問はあるか。 |
| 中尾委員 | <p>私自身、聞こえない方と一緒に小中学校へ手話を教えに行ったことがあるが、子どもたちは聞こえないということがどういうことなのか理解できない。健聴講師だけで教えることには限界があるため、手話講座に、聞こえない方を同行させてもらいたい。</p> <p>それと、資料の中で聴覚障害による身体障害者手帳1, 2級の交付を受けている方が52名いる。ろうあ協会は高齢化で会員数がかなり少なくなっている。会員を増やそうにも個人情報保護法の壁があり、訪問する訳にもいかず、ろうあ協会に入ってほしいとお願いするすべも無い。</p> <p>そこで、市から対象者に許可をもらって、情報を協会へ提供してもらうことはできないか。そうすれば会員も増え、聞こえない方の仲間づくりにつながるのではないかと思うが、その点も回答お願いしたい。</p> |
| 事務局 | <p>以前、他団体から同様の要望をいただいたが、個人情報の提供はできない。</p> <p>代わりに、宍粟市では、身体障害者手帳交付時に当事者団体の案内チラシを配布し、説明を行っている。また、今年度より社会教育文化財課より依頼を受け、青い鳥学級（見えない方）、くすのき学級（聞こえない方）の案内を行っている。よって、名簿の提供はできないが、チラシ等で団体や事業の周知を行</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | っている。 |
| 岩本委員長 | 他に質問はないか。 |
| 山根委員 | <p>難聴者や中途失聴者（以降、「中途失聴者等」という。）は、手話のことを知らないのではないか。以前、保健所に勤めていた時に関わった中途失聴者等は、手話ができない方が多く、筆談や文字盤などでコミュニケーションをとっていた。こういった方が手話を学ぶことで、自分の意見をもっと言いやすくなるのではないかと。また、その為には手話サークルなどの情報を周知していく必要がある。</p> <p>中途失聴者等に接する機会があるのは、手帳の交付窓口である市役所であるため、手話を学ぶ機会があることをもっとPRしてほしい。また、手話サークルなどの活動を支援していくことも大切である。</p> <p>それと、手話が出来ない方のため、要約筆記やそれ以外のコミュニケーション支援の方法についても市に考えて頂きたい。</p> |
| 八木委員 | <p>市の報告の中で、条例パンフレットを全戸に配布した後、問い合わせがあったと言われたが、中途失聴者等もパンフレットを読み、手話というコミュニケーションの方法があるということ知ってもらうきっかけになっているのではないかと。</p> <p>できれば1年に何回かパンフレットを配布してもらいたい。</p> <p>聞こえない方は文字を見て情報を得るため、パンフレットの配布は中途失聴者等にとっても効果があるのではないかと。</p> |
| 委員長 | これに関連した意見はあるか。 |
| 藤田委員 | <p>情報提供に個人情報の問題があると言われたが、協会としては情報をいただきたいという気持ちがある。また、市役所で協会の活動が分かるような物を作ってもらいたい。</p> <p>それと、しそチャンネルの番組内容が分からないので手話通訳や、字幕をつけてほしい。</p> <p>パンフレットについても長い文章ではなく、見てすぐわかるようなパンフレットを作って配っていただきたい。</p> |
| 岩本委員長 | 各委員から様々な課題や改善点について意見を受けた。時間が迫っているため協議事項にうつってよいか。 |

| | |
|-------|--|
| 岩本委員長 | 何か意見があれば、最後に1つだけ受けつける。 |
| 中尾委員 | <p>ろうあ協会や手話サークルは、中途失聴者等にも気軽に手話サークルに参加していただきたいと思っている。ぜひとも周知を行ってほしい。</p> <p>それと、条例の制定された3月11日か条例の施行日である4月1日のどちらかを手話の記念日にすることはできないか。</p> |
| 岩本委員長 | 事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | <p>今のご意見は、推進会議においても議論いただきたい。</p> <p>記念日については、ろうあ協会や、サークルで決めていただいても良いのではないか。市の記念日とするかについては、今後の検討課題になる。</p> <p>記念日がなければ手話への理解が深まらない、きっかけとならないということではないため、周知や啓発の方法についても推進会議で議論いただきたい。</p> |
| 岩本委員長 | <p>8. 宍粟市みんなの心つなく手話言語条例に規定する施策の推進方針（案）について</p> <p>次第8の推進方針（案）について、推進方針（案）の変更点、推進方針、協議の流れについて事務局より説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>まず、事前に配布した資料から2点変更がある。1ページ目の1-(2)推進施策の について、「市役所窓口において職員が手話で対応できるように…」と明記していたが、職員が全てを手話で対応すると、とてもハードルが高くなってしまいうため、「まずは手話で挨拶や簡単なコミュニケーションがとれるように」という文言に変更している。</p> <p>もう1点は、2ページ目の2-(2)推進施策の について、「市主催のイベントや例えば議会本会議などにおいて」の後に「必要に応じ」を加えている。</p> <p>議会本会議については常時手話通訳がついているわけではなく、議会事務局又は当事者団体等の派遣申請により派遣調整を行っているため、「必要に応じ」という文言を追加した。</p> <p>続いて推進方針（案）について説明する。</p> <p>1つ目は、手話に対する理解及び手話の普及を図るための事項であるが、これは、市民に対して手話を学びやすい環境を提供していこうというものです。これまでは当事者団体や手話サークルが主体になって啓発を行ってきたが、条例の制定を受け、市が当事者団体等と連携を取りながら、手話の学びやすい環境づくりを進めていく。</p> |

| | |
|---------|--|
| 事務局(手話) | <p>具体的には、広報での周知や啓発用チラシの配布、教育委員会と連携して児童に対する手話教室などを実施していくことを考えている。</p> <p>他には、職員対象の手話講座や事業所での取り組みについても、商工会と連携して進めていく。</p> <p>2つ目の手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項では、聞こえない方も健聴者と同じ情報を得る権利が保障されているという考えに基づき、手話による情報取得や手話で意思疎通が容易にできるよう手話の使いやすい環境づくりを進めていく。</p> <p>例えば、市のイベントや議会に手話通訳をつける、手話通訳の派遣制度の充実を図るといったことを盛り込んでいる。</p> <p>それともう一点、災害の情報保障についても、聞こえない方への必要な支援、情報提供の体制について関係部局と検討していく。</p> <p>3つ目は、手話通訳者の配置の拡充及び処遇改善など、手話による意思疎通支援者のための事項として、設置通訳者の拡充、手話通訳者の確保、養成についての方針を定めている。</p> <p>平成28年6月から市の設置通訳者は2名体制で業務を行っている。1名は昨年から引き続き常勤勤務で、新たな1名は月、水、木の週3回6時間勤務となっている。2名体制にはなったが、今後も引き続き設置通訳者の体制充実に向けて取り組んでいく。</p> <p>もう1点は、登録手話通訳者の資質向上である。地域生活支援事業において意思疎通支援事業は、原則有資格者で派遣活動を行うこととされているため、資格取得に向けた支援や手話奉仕員養成講座の開催を行っていく。</p> <p>また、派遣報酬単価についても県の基準に合わせて見直しを行っていく。</p> <p>4つ目では、市長が必要と認める事項として前号に定める施策以外についても、手話の普及に必要な施策についても検討することとしている。以上で推進方針(案)の説明を終了する。</p> |
| 岩本委員長 | <p>事務局の説明を受けたが、変更点については事前に知らせて欲しかった。方針の変更点であるが、変更前の文章はどうなっていたか。</p> |
| 事務局 | <p>「市役所窓口において、手話で職員が対応できるように…」という表現で記載をしていた。</p> <p>現在、市役所の窓口には、設置手話設置通訳者が2名体制で業務を行っている。他の職員が設置通訳者と同様に手話が出来れば良いが、初めから職員が手話で対応するという事は難しい。</p> <p>ただ、設置通訳者が障害福祉課にいますので、設置通訳者を呼ぶまでの間に挨</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>挨拶、「少々お待ちください。」といった手話から職員が覚えていく必要がある。</p> <p>まず、実現可能なことから施策を推進し、必要があれば本会議で見直しを行っていくということで当初の方針を、挨拶や簡単なコミュニケーションが取れるように職員に対して手話教室等を行っていくと変更した。</p> |
| 岩本委員長 | 何か意見はあるか。 |
| 八木委員 | <p>それについて、市役所は2つの建物があり、本庁舎と設置通訳者が配置されている障害福祉課のある北庁舎がある。</p> <p>例えば、税金などに関する窓口は本庁にあり、もし自分に手話通訳が必要な時は、まず北庁舎に行き、設置通訳者に同行してもらい手話通訳をしてもらう。</p> <p>市の窓口で簡単な会話ができるようになれば、最初から必要な窓口に行き、手話で手話通訳の依頼を伝え、職員が設置通訳者へ連絡して呼ぶことができるため、便利になる。</p> |
| 岩本委員長 | 事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | 八木委員の言われるとおり、宍粟市ではワンストップの窓口サービスの提供を目指しており、聞こえない方がわざわざ1度北庁舎へ寄ってから手続きに行かなくても、各窓口で職員が対応し、設置通訳者へ連絡をする体制が必要であると考えている。 |
| 岩本委員長 | 他に意見はないか。 |
| 池上委員 | <p>条例の前文に、「聞こえない方は多くの不安を感じながら生活してきたこと。」「自分達が認められなかったこと。」「市民1人1人がお互いの人格や個性を尊重する。」という文言が入っている。</p> <p>この推進方針（案）の前段では、「手話を普及すること」「手話を理解すること」が主段になっており、条例の前文に謳われている「お互いの人格や個性を尊重する。」という意味合いが薄れていないか不安に感じている。</p> <p>例えば、推進方針（案）の中盤に「主体的に生きられるように」といった言葉を入れ、聞こえない方に合った施策を進めて行くという表現を入れて欲しい。手話だけにとらわれず、聞こえない方個々に合わせた施策を推進するというところをもう少し考えてもらいたい。</p> <p>それから、先ほどの質問で、講師の位置づけについて、手話通訳者を養成や、手話奉仕員を養成する講師とは別に、条例の施策を推進する講師には、ろうあ</p> |

| | |
|-------|---|
| 池上委員 | <p>協会の会員が講師として、実際に市民とふれあい、お互いを理解していくことでよりお互いを分かり合っていくことができる。また、講師は手話の指導を通して自信を得ることができるため、講師のあり方についても検討いただきたい。</p> <p>それともう一点、推進方針（案）1-（2）- のところで市内の企業等への手話の理解、普及を推進とあるが、これはもっと具体的なものを考えていく必要がある。</p> <p>例えば、企業が採用している聞こえない方への対応方法や対応マニュアルの作成などその人、その場に属したものとして考えるほうがうまくいくのではないか。</p> <p>また、聞こえない方は権利という意識が十分に持てていない。手話がいくら分かって、自分たちの持つ権利を実生活の中で行使していく方法が理解出来ないと、聞こえない方が主体的に自立した生活を送っていくことはできない。</p> <p>聞こえない人が自信を持って生きていくためには、どう接していけばいいのか、どんな視点を持てばよいか、こういったことを健聴者に理解して欲しい。</p> <p>それと、設置通訳者について、推進方針（案）3-（1）のところで「意思疎通を図るだけでなく、聞こえない方の生活を支援しています。」と書かれているが、生活を支援することは勿論だが、聞こえない方が自立して生活できるための環境整備を行うことが、設置通訳者の重要な役割である。</p> <p>例えば、福祉関係の部署だけではなく様々な部署が市民向けの事業を行う際に、設置通訳者がある事業にどうすれば聞こえない人が参加できるか、理解できるか、ということを考え、関係部局と調整し、通訳配備の方法や申し込みの仕方などの環境を整備していく、このことに設置通訳者の役割がある。</p> |
| 岩本委員長 | 5点ほど意見がでた。他に質問はないか。 |
| 溝脇委員 | <p>推進方針（案）に「宍粟市ろうあ協会」と記載されているが、正式には「宍粟ろうあ協会」であるため修正いただきたい。それと、推進方針（案）には、市や行政がこうするということだけしか書かれていない。推進方針（案）の2-（4）に「企業、事業所への手話の推進をする。」との記載があるが、暮らしやすい宍粟市を作るためには、企業も含めてみんながやっていくという意識が必要である。</p> <p>例えば、聞こえない方が聞こえる方と同じように働けるような環境を作りたいとした時、市が聞こえない方の支援方法を示したマニュアルを作成したり、池上委員が言われたように、聞こえない方が職場にいた場合、その方が聞こえる方と同じような条件で働くことができるような環境作りを支援する体制を</p> |

| | |
|-------|---|
| 溝脇委員 | <p>作っていくという表現が出来ないか。</p> <p>それと、推進方針（案）1-（2）- について、市職員の対応として、「まずは挨拶から」という説明があったが、聞こえない人が市役所の窓口で聞こえる方と同じように不自由を感じない対応をすることが重要ではないか。</p> <p>職員が手話で対応できるとか挨拶ができるということよりも聞こえない方が窓口に行った時、職員が「手話が必要ですか。少々お待ちください、通訳を呼びます。」と手話で対応し、設置通訳者に連絡することで解決する。</p> <p>聞こえない方が不自由なくコミュニケーションができるような配慮ができる体制を作ることが大切であるが、この推進方針（案）は、手話を一生懸命勉強するとか、手話を普及することだけに特化した方針になってしまっている。</p> |
| 岩本委員長 | <p>事務局、説明をお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>条例第4条から第6条に市の責務、市民、事業者の役割を規定している。市の責務は前条の基本理念に基づき、手話に対する市民の理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進するとしている。</p> <p>これを受け、第7条で施策の推進方針を策定することとしており、具体的な項目については、第2項第1号から第4号に基づき推進方針（案）を作成している。また、本会議で各委員からいただいた意見を整理し、次回の会議までに修正（案）を作成したいと考えている。</p> |
| 大久保委員 | <p>商工会の大久保です。本日、福元市長の挨拶の中で、人口減少の話があったが、宍粟市で手話に関する取り組みが進んでいけば、手話が必要な方、そうでない方も含め、新たな人間関係、社会関係が構築され、宍粟市に新たな展開が生まれてくるのではないかと期待されているのではないかと感じた。</p> <p>まず、事務局から説明のあった変更点について、「手話で挨拶などの簡単なコミュニケーションが取れるように」ということであるが、設置通訳者を呼ぶまでのつなぎという意味合いの手話であれば、正直、学習する必要は無いと思うため、私は最初の推進方針（案）のままで良いと考える。</p> <p>ハードルは下げずに、目標を高く持つほうが良い。ハードルを下げるのであれば、期限を設定すれば、市長の思いに応えることができるのではないかと。</p> <p>それと、推進方針（案）の文中で、「努めます。」とか、「検討します。」という表現があるが、これを「行います。」といったように言い切った表現のほうが良いのではないかと。本当に施策を実行していくのであれば、各方針についてはっきりと言い切って欲しい。</p> |

| | |
|-------|---|
| 大久保委員 | <p>また、最近の労働環境については人手不足が問題となっている。例えば、建設現場で女性の方が働くようになり、鏡張りの仮設トイレが普及するようになった。これに対して、女性の社会進出を支援する目的で仮設トイレの設置に対して国から補助金が出るようになった。</p> <p>そういった意味で、手話の理解や普及、推進にも当然予算措置が必要となり、予算が伴うことでより実効性のある施策になると思う。</p> |
| 岩本委員長 | <p>終了時間が迫っている。推進方針（案）については、本日で議論が終わりではなく、引き継ぎ協議を行う。</p> <p>他に意見が無ければ、第1回目の推進会議を終了とするがいかがか。</p> |
| 溝脇委員 | <p>推進方針（案）は、いつまでにまとめるのか。</p> |
| 事務局 | <p>第2回の委員会で大方をまとめていきたい。</p> |
| 大久保委員 | <p>議事録は頂けるか。</p> |
| 事務局 | <p>議事録を作成し、各委員に内容確認をいただき、最終的に市のホームページで公開する。</p> <p>申し遅れたが、この会議については公開となっているため、議事録についても、市のホームページで公開となる。</p> |
| 池上委員 | <p>スケジュールとしては、第2回の会議で推進方針（案）をまとめ、それを議論してまとめるということか。第2回の会議までに本日出せなかった意見をまとめるといったことはされるのか。</p> |
| 事務局 | <p>本日、十分に意見が出尽くしていないことも考えられるため、本会議終了後に各委員に対して文書により追加意見の提出を依頼する。</p> <p>推進方針（案）についても、修正案を作成し、事前に各委員へ送付し確認、意見をいただきたいと考えている。</p> |
| 岩本委員長 | <p>他にご意見、ご質問は無いか。無ければこれで会議を終了する。最後に事務局から連絡事項等あればお願いします。</p> |
| 事務局 | <p>慎重審議お礼申し上げます。</p> <p>まず、次回第2回の会議日程について、恐れながら委員長、副委員長の予定</p> |

| | |
|--------|--|
| 事務局 | を確認し8月30日(火)の午後2時から、同会場で開催とする。 |
| 鳥越副委員長 | <p>それでは閉会の挨拶を鳥越副委員長より願う。</p> <p>本日は活発な意見交換ができた。推進方針(案)についても非常に豊かなものになると期待している。お疲れ様でした。</p> |

* 発言者の表記は、「議長」、「委員」、「事務局」とする。